

議案第二十五号

中央区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
右の議案を提出します。

令和七年五月十四日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区青少年委員の設置等に関する規則の一部を改正する規則
中央区青少年委員の設置等に関する規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

（説 明）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され拘禁刑が創設されるため、教育委員会規則の一部を改正する必要があることから、この議案を提出します。

新旧対照表（抄）

○ 中央区青少年委員の設置等に関する規則（昭和四十年三月中央区教育委員会規則第二号）

新	旧
（欠格条項） 第三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者 附 則 この規則は令和七年六月一日から施行する。	（欠格条項） 第三条 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。 一 禁こ 以上の刑に処せられ、その執行を終るまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から二年を経過しない者